

2018年4月5日
全国港湾17発第101号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



公文第96号(3月30日付)に基づく実力行使の解除指示について

4月5日(木)に開催した第5回中央港湾団交は、第4回団交(30日)の不誠実な回答に対して、4月8日の24時間スト通告を行ったことを背景に開催した。団交開催前に、労使で解決に向けて折衝を行った。15時55分開催した団交で制度賃金を除く、定年延長、労災補償、港労法の全港・全職種適用等で回答を受けて、要求の前進が図られたとして、16時10分に大筋合意としたことから、スト解除を確認した。

については、各単組・地区港湾は、中央闘争委員会確認に基づき、下記の取り組みを進められたい。

記

1. 公文第96号に基づく実力行動4月8日の24時間ストライキについて、4月5日(木)16時10分をもって解除する。各単組・地区港湾は、スト解除について内部周知を徹底されたい。
2. 各単組の賃上げ交渉について、引き続き奮闘されることを期待する。同時に各単組・地区港湾は個別賃上げに注視し、相互支援を維持されたい。

以上

<添付> ① 公文100号 実力行使の解除について
② 仮協定書